

令和5年度 本郷中学校 校則

※太ゴシックが改定された内容

本校の生徒は、集団生活の基本である次の規定を守って生活すること。

1 学校生活について

- (1) 学校生活は定められた時程に従う。
- (2) 登校後は無断で外出しない。
- (3) 欠席，遅刻，早退は届け出る。 ※連絡は保護者が行う。原則として、「すぐーる」に**7：50までに入力すること。変更になる場合は、電話で連絡すること。**
- (4) 学校の施設・設備を使用するときは，その施設・設備の使用規定に従う。
- (5) 学校生活に直接関係のないものは持ってこない。

2 登下校について

- (1) 通学路を通り，交通法規を守る。
- (2) 登校，下校時刻を守る。
- (3) 自転車
 - ア 「自転車通学許可願い」を学校長に提出し，許可を受けた場合のみ自転車通学が認められる。
 - イ 通学用自転車は体に合ったものを使用し，必要のない装飾品はつけない。
 - ウ 本校の「自転車のきまり」（別紙参照）に則した自転車を使用する。
 - エ 通学用自転車は，入学後，学校指定の標識をつける。
 - オ 自転車通学の生徒は，必ずヘルメット（白系）を着用する。
 - カ 雨具を使用する場合は，雨合羽（セパレートタイプ）を使用する。

3 身だしなみについて

(1) 頭髪

- ア 頭髪は，清潔で活動しやすい髪型とする。
 - ・前髪は目にかからない長さまでとする。
 - ・髪が目や肩にかかる場合は，ゴムで縛るかピンで留める。（編み込みは不可）ゴム・ピンの色は黒・紺・茶とし，アメピンと平ピンを使用可とする。縛る場合は耳より下の位置で縛る。
- イ 脱色や染色はしない。
- ウ パーマをかけたり，不自然に形を変えたりしない。（縮毛矯正は可）
- イ ~~アクセサリ等はつけない。~~
- ウ ~~整髪料は使用しない。~~
- エ **整髪料を使用する場合は，無香料のものとする。（固めたり，ツヤを出したりするものは不可）。**
- エ ~~縮毛矯正を希望する生徒については，本人と保護者連名の「許可願い」を学校に提出し，学校長より許可を受けた場合のみ許可する。~~

(2) 服装

- ア 本校の標準服を着用する。（スカートのつりの着用は任意とする。）

- イ 胸ポケットの位置に名札をつける。(ワイシャツ時も同様とする。)
- ウ ブレザーの衿には校章をつける。
- エ **ブレザー**を着用する場合はネクタイを着用する。
- オ 夏期(6月～9月)は原則として**ブレザー**を着用しない。**(移行期間あり)**
- カ 冬期(10月～5月)の防寒用として、セーターかベストを上着とともに着用してもよい。
(セーターは紺、黒、グレーの**Vネック**のスクールセーター**ものとする**。ベストは標準服に定められたもの、**もしくは紺、黒、グレーのVネックとする**。)

(3) ワイシャツ

- ア 白のブロードシャツとする。
- イ 開襟シャツ、ボタンダウン等は使用しない。

(4) ネクタイ

- ア 学校指定のものとする。

(5) 靴下、ストッキング、**タイツ、レギンス**

- ア 靴下は白・黒・紺・グレーのスポーツソックスとし、ワンポイント程度のものはよい。

~~(くるぶしソックスは認めない。アキレス腱が隠れる長さの靴下をはくこととする)~~

(長さは、膝より下でくるぶしが隠れる長さのものを着用すること。)

- イ ~~ストッキングを着用する場合は、ストッキングの色はベージュとする。~~

イ ストッキング、タイツ、レギンスの色は、黒、もしくはベージュとする。

(6) 下着

下着は、ワイシャツや運動着を着用したときに目立たないものとする。

(7) 靴

~~白の運動靴とする。(詳細は別紙参照)~~

白・紺・黒・グレーで、運動に適したものとする。(単色、または左記の色から2色)

(8) ベルト

色は黒、紺、茶とし、極端に幅の広いものや細いものはさける。

(9) 上履き

本校指定のもの。ラインの色(緑、青、黄)は学年によって違う。

※ 令和5年度 1年:青 2年:黄 3年:緑

(10) 防寒着

動きやすく、体育や実技教科などでも着用できるもので、~~華美でないものとする~~。

(ロングコート不可)

(11) 運動時の服装

本校指定の運動着を着用する。(体に合ったサイズを着用)

4 学用品について

(1) 通学用カバン

背負いカバンとする。(色は黒・紺系の単色)

※カバンに必要以上に多くのキーホルダー等を付けることは避ける。

5 校外生活

(1) 生命の危険が伴うことや、法令に触れることはしない。

(2) 生徒同士の外泊はしない。